

大阪医科薬科大学 薬学部規程細則（令和6年度以降入学生適用）

（令和6年4月1日施行）

（目 的）

第1条 大阪医科薬科大学薬学部薬学科における授業科目の履修に関しては、大阪医科薬科大学薬学部規程（以下、「薬学部規程」という。）に定めるもののほか、この細則による。

2 この細則は、令和6年度以降入学生に適用する。

（定期試験）

第2条 定期試験における成績の評点は、試験の評点により、又は試験の評点に平常の成績などを含め、100点を満点とした整数によって表示する。

2 当該科目の出席回数がその授業回数の3分の2以上である場合に限り、定期試験を受験することができる。

（追試験）

第3条 追試験は、次の理由により定期試験を欠席した者に対し、実施することがある。

- (1) 忌引（一親等又は二親等死亡の場合）又は就職試験、大学院入学試験の場合
- (2) 傷病
- (3) その他やむを得ない理由

2 追試験の受験を希望する者は、所定の期日までに試験欠席届及びその理由を証明する書類（又は理由書）を提出しなければならない。

3 前項の試験欠席届が提出された場合、審議のうえ追試験の実施を決定する。

4 追試験における成績の評点は、試験の評点により、又は試験の評点に平常の成績などを含め、第1項第1号の場合は定期試験と同様に100点、同項第2号の場合は90点を限度として表示する。同項第3号の場合の上限点は審議のうえ決定する。

（再試験）

第4条 定期試験を受験し、成績が合格と判定されなかった者は、当該科目の定期試験における成績の評点が30点以上である場合に限り、再試験を受験することができる。

2 定期試験を欠席した場合、再試験を受験することはできない。ただし、前条第1項に定めるとおり欠席理由により追試験を実施することがある。なお、追試験を不合格又は欠席した場合であっても、当該学期に実施する再試験は受験することはできない。

3 再試験における成績の評点は、試験の評点により、又は試験の評点に平常の成績などを含め、60点を限度として表示する。

4 前各項にかかわらず、基礎教育科目の選択必修科目は、再試験を実施しない。

（特別再試験）

第5条 4年次の再試験終了後、第6条第4項に規定する進級に必要な履修授業科目のう

- ち、4年次に課せられた単位未修得科目について4年次特別再試験を行う。
- 2 前項の単位未修得科目のうち、3年次配当の必修科目に未修得科目がある場合、及び4年次配当の必修科目が5科目を超える場合は、4年次特別再試験を受験することができない。
 - 3 6年次の再試験終了後、薬学部規程別表2に規定する卒業に必要な履修授業科目のうち、単位未修得科目について6年次特別再試験を行う。
 - 4 特別再試験における成績の評点は、試験の評点により、又は試験の評点に平常の成績などを含め、60点を限度として表示する。
 - 5 当該科目の出席回数がその授業回数の3分の2以上である場合に限り、特別再試験を受験することができる。
 - 6 定期試験を実施せずに、他の適切な方法で学修の成果を評価し単位を与える科目（実習、実技、演習等）については、特別再試験を実施しない。このほか、薬学総合演習1、2は特別再試験を実施しない。

（進 級）

第6条 薬学部規程第17条に定める進級査定は、薬学部規程別表1に定める授業科目の単位修得状況その他により年度末に行われ、1年次から2年次への進級は、次の各号すべてを満たしたときに認められる。

- (1) 1年次に課せられた次の必修科目をすべて修得していること。
「アカデミックスキル」「薬学入門」「多職種連携論1－医療人マインド」
「早期体験学習」「基礎薬学導入学習」「医療薬学導入学習」「生物学実習」
- (2) 1年次に課せられた前号以外の必修科目及び選択必修科目の単位未修得科目が5科目以下であること。
- 2 2年次から3年次への進級は、次の各号すべてを満たしたときに認められる。
 - (1) 1年次に課せられた必修科目及び選択必修科目をすべて修得していること。
 - (2) 2年次に課せられた次の必修科目をすべて修得していること。
「分析化学・物理化学実習」「漢方・生薬学実習」「生物科学実習」
 - (3) 2年次に課せられた前号以外の必修科目の単位未修得科目が5科目以下であること。
 - (4) 2年次に課せられた選択必修科目「多職種連携論2－医療と専門職」「生命医療倫理」いずれかを修得していること。
- 3 3年次から4年次への進級は、次の各号すべてを満たしたときに認められる。
 - (1) 2年次に課せられた必修科目をすべて修得していること。
 - (2) 3年次に課せられた次の必修科目をすべて修得していること。
「有機化学実習」「衛生・放射化学実習」「薬理学実習」「薬剤学実習」
 - (3) 3年次に課せられた前号以外の必修科目の単位未修得科目が5科目以下であること。
 - (4) 3年次に課せられた選択必修科目「薬学教育論」「中期体験学習」いずれかを修得していること。
- 4 4年次から5年次への進級は、次の各号すべてを満たしたときに認められる。

- (1) 3年次に課せられた必修科目をすべて修得していること。
 - (2) 4年次に課せられた必修科目をすべて修得していること。
 - (3) 薬学共用試験に合格していること。
- 5 5年次から6年次への進級は、1年以上の在学を満たしたときに認められる。

(留 年)

第7条 原級に留め置かれた場合、当該年度に限り薬学部規程第3条第2項の規定にかかわらず、一つ上位の学年次に配当されている授業科目の履修（先取り履修）を認めることがある。

- 2 前項に定める先取り履修についての取扱いは、別に定める。

(改 廃)

第8条 この細則の改廃は、薬学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。